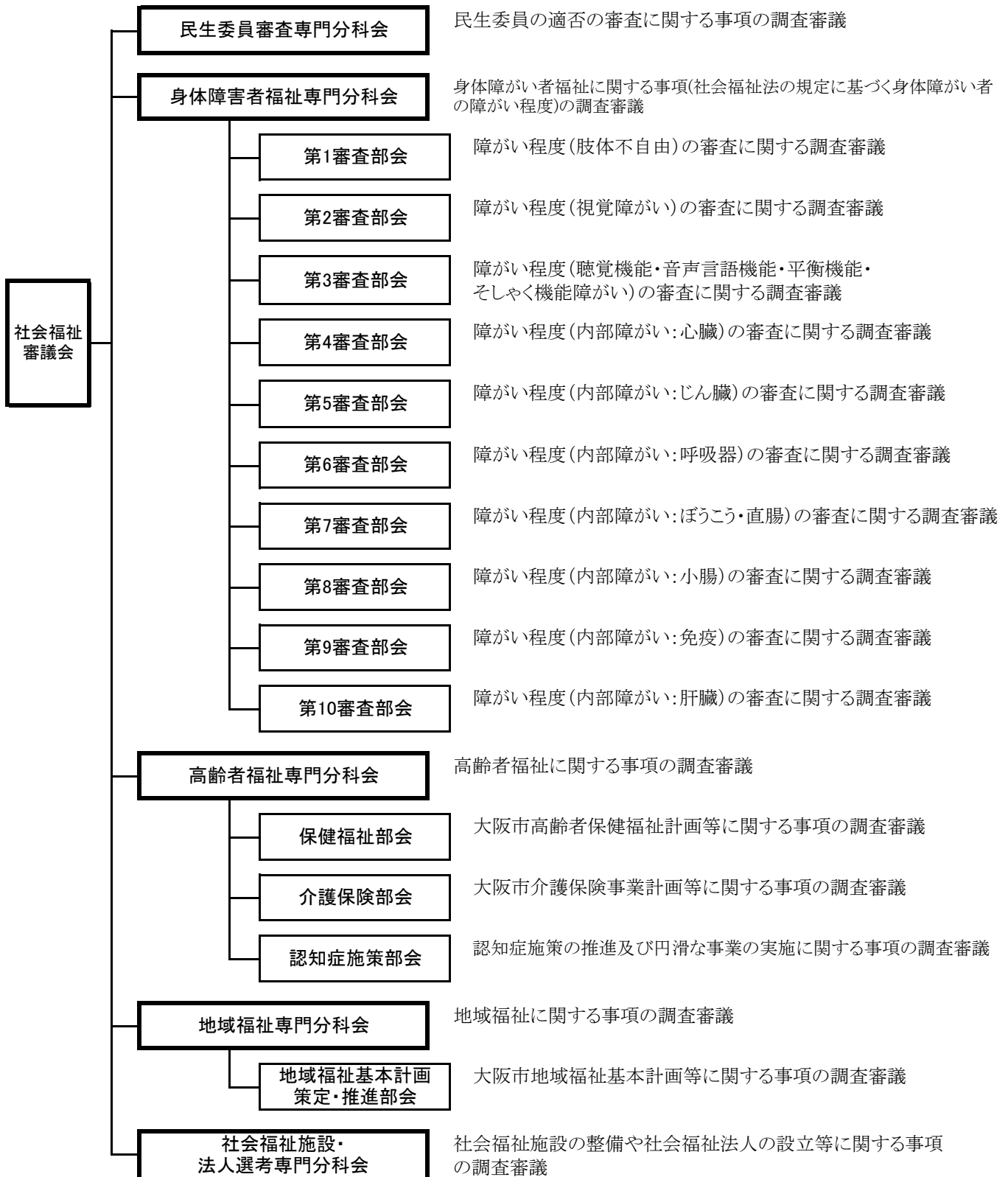


社会福祉審議会 専門分科会及び部会の設置状況

資料1-1



*身体障がい者福祉専門分科会及び審査部会は、社会福祉法第11条、社会福祉法施行令第3条に基づき、身体障がい者の障がい程度の審査に関する調査審議を行う

*障がい者施策に関する総合的・計画的な推進にかかる調査審議は、障害者基本法第36条に基づく大阪市障がい者施策推進協議会において行い、社会福祉審議会、同協議会と連携して社会福祉全般に関して総合的な議論を行う